

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付要綱

令和2年7月10日
伊予市告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、当該事業者が所有する店舗等に係る固定資産税の全部又は一部に相当する額を、市が予算の範囲内で給付金として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、自らが所有する店舗・事業所で事業を行っている事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあつては市内に居住する者、法人にあつては市内に主たる事業所を有し、自らが市内に所有する土地・家屋で事業を営んでいる者
- (2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。）又は小規模事業者のうち、別表に掲げる業種に該当する者
- (3) 令和2年5月から同年12月の間において、1か月の売上高が前年同月比で50パーセント以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30パーセント以上減少している者（令和元年5月から令和2年3月までに新規開業し、前年の売上高と比較ができない事業者（以下「新規事業者」という。）を除く。）
- (4) 市税を完納している者
- (5) 令和2年度の固定資産税の減免措置を受けていない者
- (6) 伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金交付要綱（令和2年伊予市告示第118号）による給付金の交付を受けていない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、給付金算定基準額（交付対象者の令和2年度の伊予市固定資産税額から償却資産税額並びに土地及び家屋のうち事業の用に供しない部分の税額を除いたものをいう。）と10万円のいずれか少ない額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、交付は1回限りとする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者は、令和3年2月26日までに、伊

予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和2年度分固定資産税課税明細書の写し
- (2) 業種が第2条第2号に該当する者であることが確認できるもの
- (3) 前年の売上が確認できる書類その他第2条第3号の規定に該当していることが確認できる書類の写し（新規開業者にあつては伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金に係る収入等申立書（様式第1号の2））
- (4) 市税完納証明書
- (5) 振込先が分かる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（給付金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（給付金の請求）

第6条 前条の規定により給付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、給付金を請求しようとするときは、伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（支給決定の取消し等）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に給付金が交付されているときは、市長は、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支給額の決定を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する交付対象者に該当しないことが判明したとき。

（書類の保存等）

第8条 交付決定者は、給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（適用除外）

第9条 市長は、給付金の交付後において給付金算定基準額に変更が生じても、給付金の変更交付は行わない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和2年11月2日告示第154号）

この告示は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

大分類	コード	中分類
D 建設業	6	総合工事業
	7	職別工事業 (設備工事業を除く)
	8	設備工事業
E 製造業	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業 (家具を除く)
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業

大分類	コード	中分類
E 製造業	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
H 運送業、郵便業	43	道路旅客運送業
I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
K 不動産業、物品賃貸業	70	物品賃貸業
M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
R サービス業	89	自動車整備業

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）より抜粋